

平成 21 年度 第 16 回 税制調査会後記者会見録

日 時：平成 21 年 12 月 1 日（火）18 時 16 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○峰崎財務副大臣

それでは、記者会見を開催したいと思いますが、本日の会合の前に実は企画委員会がございましたので、その話をまずしておきたいと思います。

企画委員会は、2 回目ということになります。まず、今後の日程を確認いたしました。日程については皆さんも持っていらっしゃる「当面の日程（案）」を使って、今日は 12 月 1 日でございますが、明日が第 17 回の税調で、主要事項のとりまとめに向けた議論。3 日は第 18 回税調と、企画委員会を昼にやります。4 日に第 19 回の税調で、主要事項のとりまとめに向けた論議ということについて報告をいたしました。

それから、まだこれは確認していませんが、企画委員会の場で、皆さん方は非常に関心を持っていらっしゃると思いますが、前回の企画委員会では税調における意思決定の方法について、「まず税制調査会としての意思決定に当たっては、全体会合における委員のコンセンサスが得られるよう最大限の努力を行うこととします。ただし、それでも議論がまとまらない場合には、企画委員会において議論を行い、会長及び会長代行が協議の上、決することとします。」とこういう整理を 11 月 17 日の税調で報告をしたところ、何人かの委員から、必ずしもそれについては納得できないという意見がございました。そういう方々ともお会いをして、税調全体会合での議論がまとまらない場合について、改めて次のように補足をしたいと思います。

それは、「税制調査会全体会合において議論がまとまらない場合には、企画委員会において議論を行い、会長及び会長代行が協議の上、方向を定め、税調全体会合で確認する。一応、こういう形で明日の税調全体会合で確認をし、了承を求めたい。」ということで、先ほど企画委員会を終えたところでございます。

いろいろと調整の中で、一任ということでもういいではないかというような意見もありましたけれども、ここの意味するところは、会長と会長代行が協議の上、方向を定める。その上で、それを税調全体会合で最終的に確認するというところでございまして、要するに一度議論をしてまとまらないものが、インナーとして内部でよく分からないところで議論されるのではないか。こういうことに対して、改めて、それを皆さん方に、どういう結果になったかということについての報告をするということ、これは確認を求めるわけでありまして。菅会長代行からは、やはり我が党のしっかりとした作風として、物事はきちんと決めるんだという、ある意味では素早く、そういったことに対してきちんと決めるということについての作風をしっかり作ってもらいたいという要望がございました。これらを含めて、明日の全体会合ではそれらについて方向を確認したいと思っております。

これが企画委員会における、内容的なことも含めて、そういう手続案その他を決めたところでございます。

それから、あとは税調の今の全体会合、昨日の補足でございますので、それらを含めて御質問その他があればお受けします。

どうぞ。

○記者

企画委員会の件です。租特透明化法案の議論については、個別企業名とその額の公表という点の扱いはどうなりましたでしょうか。

○峰崎財務副大臣

企業名は、上位何社という表現はあるんですが、それは別にしても、匿名で、つまり企業名はA社、B社というような扱いで、固有名詞は出さないということで、一応、方向性は出しました。

○記者

額はいかがでしょうか。

○峰崎財務副大臣

勿論、額は出てまいります。

○記者

適用しているA社、B社があつて、それが匿名で額が出るということですね。

○峰崎財務副大臣

そういうことです。

○記者

それでは、企業名だけが匿名になるということですね。

○峰崎財務副大臣

企業名は匿名で出ません。でも、その企業名は資本金幾らとかを類推すると出るかもしれませんが、それはしかし、正確には匿名ということです。

○記者

公表すべきだという議論との間でどういうまとめ方だったのかを教えてくださいますか。

○峰崎財務副大臣

それは補助金との関係で、実は我々が租特透明化法を野党時代につくったときは、これは隠れた補助金だ。補助金は固有名詞がやはり出るはずだ。要するに、最終的にどこに補助金が渡っているかという企業名まで出る、という主張であったものですから、我々もこれは出すべきだということを主張していたのですが、どうも調べてみると、最終的にどの事業に補助金が渡っていたということは、結果は調べようと思うと出るのですが、予算段階では実は出てこないということなので、そこのいわゆるイコルフットィングを考えよう。こういうことで一応、整理をしてきたところでござい

ます。

なお、やはり企業名を明らかにすべきだという声は勿論強いのですけれども、しかし一方で、これについてはそうすべきではないという声もなかなか、強いものがございましたので、とりあえず、そういう方向を一応打ち出していますけれども、これも租特透明化法の最終的な方向をこういうふうに考えていますということで出しています。しかしまだ決まりではないです。

○記者

要するに、企画委員会としてはそういうふうに提案するということですね。

○峰崎財務副大臣

そうです。そういう提案をさせてもらいたいということです。

○渡辺総務副大臣

そこら辺が後退したというイメージにならないように、やはり透明化法と付ける以上は、なぜ匿名にするかということがはっきりしないと、ということについて総務省の三役会議で、先ほどちょうど企画委員会が始まる前にはそういう話がありましたから、明日、また議論すると思います。

階政務官の方からは、何かそういうことを言ったんですか。

○小川総務大臣政務官

はい。

○渡辺総務副大臣

ですから、まだ結論は出ていないと思います。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○記者

今、上位何社とおっしゃったのは、その辺のイメージもお話になられたのですか。

○峰崎財務副大臣

そうです。そういうイメージも話しました。

○記者

どのくらいのイメージになりますか。

○峰崎財務副大臣

これはまだ、例えば租特の適用があるのが5社しかありませんといたら、上位10社といっても無理ですね。ということはあるんですが、大体我々が想定していた中小企業とかだけではなくて、大きな企業も含めてやる場合には、恐らく上位20社とか15社とか、そういったところになると思います。

○記者

そうすると、細目別にみんな上位何社かずつをこうやって載せるということですか。

○峰崎財務副大臣

つくり方は、これから省令などを出していきます。

これは皆さん御存知だと思いますが、企業といっても、これは要するに子会社をたくさん抱えるところも出てくるわけです。そうすると、これは小さな企業を子会社でたくさん抱えていて、連結にしてみたらすごい減税額を持っていたというようなことが出てまいりますね。中小企業をたくさん傘下にかかえて、その減税の恩典を受けているコングロマリット企業みたいなものが出てくるのです。あるいは持株会社を別にすればね。こういったことも租特透明化法が通らない限り、これはわからないのです。

どうぞ。

○記者

先ほどの議論の中で、地ビールの税率軽減の割合を20%から15%にするという話でしたけれども、この辺の経緯と、あと、仕組みをもう少し説明していただけますか。

○古本財務大臣政務官

地ビールは、新規で事業参入される方を促進するということの政策目的と、そうやって参入された方が経営の基盤を確立するまでの安定化支援という2つの側面がありましたけれども、既に新規参入については、昨今は1桁台にとどまっているということを考えまして、その分をどうやって数字で評価するかということで表した結果が、この一つということになります。

一方で、大体平均しますと10年くらいで独り立ちができるような事業経営をなさっておられる社もあれば、なお黒字体質になれずに苦勞されているところもありますけれども、特定の社だけをどこまでそういう税で支えることによって経営の安定化を支援していくのかというのは、これは恐らく最果てなくやっていくのかという議論に尽きますので、今回の租特全体の議論をする上で大変象徴的なケースだったと思いますので、それぞれ要求側である財務省の方から出されていた前回の資料は大変よく、分かりやすかったと思います。皆様にお配りしておりますので、一度ごらんをいただきたいと思います。そういう中で、今回20%の税率軽減を15%に圧縮させていただいたということでもあります。

現在、これはどれだけ税収があるか、それぞれの企業によって変わりますけれども、来年度がどうなるかわかりませんが、昨年の見込みでいきますと4億円の減税が立っていたものを、副大臣からお話がありましたように、結果として1億円圧縮ということになると思います。

他方、この4億円の減税で、単年度で約30億円のいわゆる税の貢献をしていただいているのも事実です。ですから、費用対効果に鑑みましても、恐らく業界の皆様からは大変な反発のある中身だというふうに思っていますけれども、特定の業界にいつまで減税を続けるのかということの分かりやすい例だと思いますので、率先垂範してこういう判断をいたしました。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○記者

意思決定のところについて、これは会長と会長代行で決めたものを報告して確認を求める。これは、そこで異議とかおかしいとか、そういうことはあり得るのですか。

○峰崎財務副大臣

あり得ません。それはもう方向を決めていますから、決めたことを、それはどういう理由でどうだったかということの経過だけは報告します。

○記者

それは事実上の一任といいますか、決めて、あくまで報告だけをして、それを変えることはできないということですか。

○峰崎財務副大臣

報告はします。報告をするということは、皆さん方が見ている前ですということでしょう。ですから、そのオープンのところがなくなるというのはまずいということで、報告しましょうということを行っているのです。

わかりますね。

○記者

わかりました。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○記者

さっきの地ビールですけれども、今日は財務省側から特に反論もなかったのですが、一応、政務官同士の摺合せの結果、引き下げということでまとまったという理解でよろしいのでしょうか。

○古本財務大臣政務官

結構です。

○峰崎財務副大臣

財務省内の政務官同士の議論になります。

○記者

それと、企画委員会で今日、法人課税についても話があったと思うのですが、中小企業の軽減税率について、どのような議論があったのでしょうか。時期とか。

○峰崎財務副大臣

それはほとんどないです。要するに、この中小企業の税率の引下げというのは、マニフェストに載っているように、新しい財源を見つけてということが載っているわけでしょう。それで、当然のことながら、そういう財源が見つからない以上、1,900億円に及ぶような減税が直ちにできるというわけにはいきません。それならば、中小企業

関係租特は 4,000 億円近くありますから、それを廃止して 11%にしましょうかということであれば、これは一番、筋が通ると思います。

私はそう思っていますが、そういう考え方ですから、いずれにせよ、中小企業の税率を下げる問題については、また引き続き議論しますが、今のような観点で検討していくということです。

○記者

以前、来年度の税制改正に盛り込むというような話もあったと思うのですが、それは。

○峰崎財務副大臣

いや、来年度の税制改正にどう盛り込むかは別にして、まだ結論が出ていないわけでしょう。この間、あなた方がずっと聞いておられて、要するに 11%に引き下げる案は財源がなければ、要するに代替財源が出てこない限り、だめですということを書いてきているわけです。

ですから、できれば中小企業の租特をこの機会に全廃しましょうか、そして、その部分を税率を下げるために使いましょう、こういう考え方が一番分かりやすいですよということを書いてきたわけですから、そういう考え方の上に立って、この問題については引き続き検討しましょうということです。

どうぞ。

○記者

今のお話というのは、今日の企画委員会でそういう議論をされたということでしょうか。

○峰崎財務副大臣

議論はないです。それは過去の問題で、考え方としてはそういう方向で提起をするということです。

それでは、終わりました。

ありがとうございました。

[閉会]